

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次

条 例

○愛知県犯罪被害者等支援条例	第2号	(県民安全課)	6
○愛知県人権尊重の社会づくり条例	第3号	(人権推進課)	10
○畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則に基づく技術基準に関する条例	第4号	(畜産課)	15
○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例	第5号	(情報政策課)	16
○愛知県手数料条例の一部を改正する条例	第6号	(財政課)	17
○愛知県職員定数条例の一部を改正する条例	第7号	(人事課)	24
○職員の分限に関する条例の一部を改正する条例	第8号	(同)	25
○サービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例	第9号	(同)	25
○職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	第10号	(同)	26
○知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	第11号	(同)	27
○県吏員職員退隠料退職給与金遺族扶助料支給規則等の一部を改正する条例	第12号	(職員厚生課)	27
○愛知県地震防災推進条例の一部を改正する条例	第13号	(防災危機管理課)	28
○愛知県個人情報保護条例の一部を改正する条例	第14号	(県民総務課)	28
○県民の生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例	第15号	(環境活動推進課)	29
○民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例	第16号	(地域福祉課)	29
○子育て支援対策基金条例の一部を改正する条例	第17号	(子育て支援課)	30
○後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例	第18号	(国民健康保険課)	30
○国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例	第19号	(同)	31
○愛知県ふぐ取扱い規制条例の一部を改正する条例	第20号	(生活衛生課)	31
○産業立地の促進のための不動産取得税の減額等に関する条例の一部を改正する条例	第21号	(産業立地通商課)	31
○愛知県観光施設条例の一部を改正する条例	第22号	(観光振興課)	32
○移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	第23号	(道路維持課)	33
○道路構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例	第24号	(道路建設課)	35
○愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例	第25号	(都市整備課)	35
○愛知県入港料条例の一部を改正する条例	第26号	(港湾課)	36
○愛知県高等学校等奨学金貸与条例の一部を改正する条例	第27号	(高等学校教育課)	36
○愛知県立学校条例の一部を改正する条例	第28号	(特別支援教育課)	37
○愛知県風俗案内所規制条例の一部を改正する条例	第29号	(保安課)	37
○愛知県暴力団排除条例の一部を改正する条例	第30号	(組織犯罪対策課)	37

本号で公布された条例のあらまし

◇愛知県犯罪被害者等支援条例（条例第2号）

- 1 犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護、受けた被害の回復又は軽減及び生活の再建を図るとともに、犯罪被害者等を支え、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とすることとした。
- 2 犯罪被害者等支援に関する基本理念を定めることとした。
- 3 県、県民、事業者及び民間支援団体の責務について定めることとした。
- 4 県は、犯罪被害者等支援に関する指針を定めるものとする事とした。
- 5 県は、国、市町村、民間支援団体その他の関係者と連携し、及び相互に協力して、総合的な犯罪被害者等支援の体制を整備するよう努めるものとする事とした。
- 6 犯罪被害者等支援に関する次の基本的な施策について定めることとした。
 - (1) 相談への対応、必要な情報の提供及び助言並びに犯罪被害者等支援に精通している者の紹介
 - (2) 犯罪被害者等の心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供
 - (3) 一時保護、防犯に係る指導等
 - (4) 犯罪被害者等の一時的な利用のための住居の提供
 - (5) 犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、事業者が犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害の防止の重要性について理解を深めるための啓発
 - (6) 経済的な助成に関する情報の提供及び助言
 - (7) 県民が犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害の防止の重要性について理解を深めるための広報及び啓発
 - (8) 民間支援団体に対する情報の提供及び助言
 - (9) 犯罪被害者等支援に従事する人材の育成を図るための研修の実施
- 7 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

◇愛知県人権尊重の社会づくり条例（条例第3号）

- 1 前文を設け、この条例の趣旨を明らかにすることとした。
- 2 人権尊重の社会づくりに関する施策（以下「人権施策」という。）を総合的かつ計画的に推進し、もってあらゆる人権に関する課題の解消を図るとともに、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とすることとした。
- 3 県、県民及び事業者の責務について定めることとした。
- 4 県は、人権施策に関する基本的な計画を定めるものとする事とした。
- 5 県は、人権に関する相談に対応するための窓口の設置その他必要な体制の整備を行うものとする事とした。
- 6 県は、インターネット上の誹謗中傷等を未然に防止するために必要な教育、啓発その他の施策及びインターネット上の誹謗中傷等による被害者の支援を図るために必要な施策を講ずるものとする事とした。
- 7 県は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けて、その解消の必要性についての理解を深めるために必要な啓発その他の施策を講ずるものとする事とした。
- 8 知事は、公の施設において本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われることを防止するための指針を定めるものとする事とした。
- 9 表現活動（県の区域内の道路、公園、広場その他の公共の場所における行進、示威運動その他の手段による表現行為をいう。）で本邦外出身者に対する不当な差別的言動であるものの概要の公表について定めることとした。
- 10 県は、部落差別に関する問題についての正しい理解を深めるために必要な教育及び啓発その他の施策を講ずるものとする事とした。
- 11 県は、性的指向及び性自認の多様性についての理解を深めるために必要な教育、啓発その他の施策を講ずるとともに、その事務又は事業を行うに当たり、性的指向及び性自認の多様性に配慮するよう努めるものとする事とした。
- 12 4の基本計画の策定又は変更及び9の公表についての意見等のほか、知事の諮問に応じた人権施策の推進に関する重要事項の調査審議をさせるため、愛知県人権施策推進審議会を置くこととした。
- 13 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。ただし、8及び9については、同年10月1日から施行することとし、9については、同日以後に行われた表現行為について適用することとした。

◇畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則に基づく技術基準に関する条例（条例第4号）

- 1 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の規定により建築基準法令の適用除外となる知事の認定を受けた畜舎建築利用計画に基づく畜舎等の敷地及び構造等について、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則に定める基準に付加する制限を次のとおり定めることとした。
 - (1) 災害危険区域内において居室を有する畜舎等を新築し、増築し、又は改築する場合には、基礎及び主要構造部を鉄筋コンクリート造又はこれに類する構造とすること等
 - (2) 都市計画区域及び準都市計画区域内の床面積が1,000平方メートルを超える畜舎等の敷地は、道路に4メートル以上接すること等
 - (3) 畜舎等の敷地が高さ2メートルを超える崖に接する場合等には、畜舎等との間にその崖の高さの2倍以上の水平距離を保つこと等
- 2 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

◇行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例（条例第5号）

- 1 オンラインで行うことができる申請等の範囲を拡大することとした。
- 2 オンラインで行うことを可能とする申請等について、規則等で指定することを要しないこととした。
- 3 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

◇愛知県手数料条例の一部を改正する条例（条例第6号）

- 1 新たに運転技能検査手数料始め4手数料を徴収することとし、その額を定めることとした。
- 2 認知機能検査手数料始め14手数料の額を改定することとした。
- 3 その他必要な規定の整備を行うこととした。
- 4 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。ただし、一部については、同年5月13日から施行することとした。

◇愛知県職員定数条例の一部を改正する条例（条例第7号）

- 1 知事の事務部局の職員等の定数を変更することとした。
- 2 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

◇職員の分限に関する条例の一部を改正する条例（条例第8号）

- 1 任命権者は、職務上の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により禁錮の刑に処せられ、その刑の全部の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときに、失職しないものとしてすることができるようにすることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例（条例第9号）

- 1 新たに職員になった者が行う服務の宣誓について、任命権者の面前における宣誓及び宣誓書への署名を不要とし、任命権者への宣誓書の提出のみに改めることとした。
- 2 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

◇職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（条例第10号）

- 1 一般職の非常勤職員に係る育児休業等の取得要件のうち、在職期間の要件を廃止することとした。
- 2 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

◇知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第11号）

- 1 知事等の給与の一部を減額する特例措置の適用期間を令和5年3月31日まで延長することとした。
- 2 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

◇県吏員職員退隠料退職給与金遺族扶助料支給規則等の一部を改正する条例（条例第12号）

- 1 株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律等の一部改正に伴い、規定の整理等を行うこととした。
- 2 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

◇愛知県地震防災推進条例の一部を改正する条例（条例第13号）

- 1 災害対策基本法の一部改正に伴い、規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇愛知県個人情報保護条例の一部を改正する条例（条例第14号）

- 1 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止等に伴い、規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

◇県民の生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例（条例第15号）

- 1 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、令和5年度にすべき特定化学物質の取扱量の届出は、同令の一部改正による変更前の特定化学物質についてすることとする規定を設けることとした。
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

◇民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例（条例第16号）

- 1 民生委員の定数を変更することとした。
- 2 この条例は、令和4年12月1日から施行することとした。

◇子育て支援対策基金条例の一部を改正する条例（条例第17号）

- 1 子育て支援対策基金の存続期限を令和7年6月30日まで延長することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第18号）

- 1 県が基金に充てるため愛知県後期高齢者医療広域連合から徴収する拠出金の額の算定に係る割合を変更することとした。
- 2 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

◇国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第19号）

- 1 国民健康保険法の一部改正に伴い、規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

◇愛知県ふぐ取扱い規制条例の一部を改正する条例（条例第20号）

- 1 ふぐ処理師の免許の要件を変更することとした。
- 2 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

◇産業立地の促進のための不動産取得税の減額等に関する条例の一部を改正する条例（条例第21号）

- 1 産業立地の促進のための不動産取得税の減額等の対象期間を令和7年3月31日まで延長することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇愛知県観光施設条例の一部を改正する条例（条例第22号）

- 1 犬山国際ユースホステルの使用料の額を改定することとした。
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

◇移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第23号）

- 1 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、県が旅客特定車両停留施設を新設し、又は改築する場合における旅客特定車両停留施設の構造に関する基準を定めることとした。
- 2 その他必要な規定の整備を行うこととした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇道路構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第24号）

- 1 道路構造令の一部改正に伴い、県が管理する県道を新設し、又は改築する場合における歩行者利便増進道路に関する基準を定めることとした。
- 2 その他必要な規定の整備を行うこととした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例（条例第25号）

- 1 都市計画法施行規則に基づき畜舎建築利用計画が都市計画施設等の区域内における建築物の建築の許可の規定に適合していることを証する書面を交付する事務を東郷町始め6町村に移譲することとした。
- 2 その他必要な規定の整理を行うこととした。

3 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

◇愛知県入港料条例の一部を改正する条例（条例第26号）

- 1 液化天然ガスを燃料とする船舶及び海上において船舶にその燃料として液化天然ガスを供給するための設備を有する船舶に係る入港料の免除に関する特例の適用期間を令和7年3月31日まで延長することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇愛知県高等学校等奨学金貸与条例の一部を改正する条例（条例第27号）

- 1 成年者である貸与希望者が県内に住所を有することとしている貸与要件について、貸与希望者が18歳以上20歳未満である場合には、その者の親権を行っていた者又は未成年後見人であった者が県内に住所を有することに変更することとした。
- 2 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

◇愛知県立学校条例の一部を改正する条例（条例第28号）

- 1 愛知県立千種聾学校ひがしうら校舎を設置することとした。
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

◇愛知県風俗案内所規制条例の一部を改正する条例（条例第29号）

- 1 民法の一部改正に伴い、規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

◇愛知県暴力団排除条例の一部を改正する条例（条例第30号）

- 1 暴力団排除特別区域における禁止行為として、次の行為を追加することとした。
 - (1) 特定接客業者が、その事業を行うことを暴力団員が容認することの対償として利益の供与をすること。
 - (2) 暴力団員が、特定接客業者からその事業を行うことを容認することの対償として利益の供与を受けること。
- 2 1の禁止行為を行った場合について、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科することとした。
- 3 1(1)の禁止行為を行い、又は暴力団員から用心棒の役務の提供を受け、若しくは受けることの対償として利益の供与をした特定接客業者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができるようにすることとした。
- 4 この条例は、令和4年6月1日から施行することとした。ただし、3については、公布の日から施行することとした。

条 例

愛知県犯罪被害者等支援条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第二号

愛知県犯罪被害者等支援条例

目次

第一章 総則（第一条―第七条）

第二章 犯罪被害者等支援に関する基本的施策等（第八条―第二十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、犯罪被害者等支援について、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護、受けた被害の回復又は軽減及び生活の再建を図るとともに、犯罪被害者等を支え、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- 二 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者（以下「犯罪被害者」という。）及びその家族又は遺族をいう。
- 三 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安全に安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。
- 四 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、加害者及びその関係者の不誠実な言動、周囲の者の理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、生活の平穏の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- 五 再被害 犯罪被害者が更なる犯罪等により受ける被害をいう。

六 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第二十三条第一項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

（基本理念）

第三条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が個人としての尊厳を重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、二次被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行うとともに、当該犯罪被害者等支援により二次被害が生ずることのないよう十分配慮すること。

二 犯罪被害者等が社会において孤立することなく、安全に安心して暮らすことができるよう、必要な支援を公正かつ迅速に途切れることなく提供すること。

三 国、県、市町村、民間支援団体その他の関係者が相互に連携を図りながら協力して取り組むこと。

（県の責務）

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策が推進されるよう、市町村に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

（県民の責務）

第五条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生ずることのないよう十分配慮するように努めなければならない。

2 県民は、基本理念にのっとり、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第六条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生ずることのないよう十分配慮するように努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する犯罪被害者等の就業に十分配慮するよう努めなければならない。

3 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(民間支援団体の責務)

第七条 民間支援団体は、犯罪被害者等支援を行うに当たっては、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用して行うよう努めなければならない。

- 2 民間支援団体は、基本理念にのっとり、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 犯罪被害者等支援に関する基本的施策等

(支援に関する指針)

第八条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等支援に関する指針（以下「指針」という。）を定めるものとする。

- 2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

1 犯罪被害者等支援についての基本的な方針

1-1 犯罪被害者等支援に関する施策

1-2 前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 県は、指針を定めるに当たっては、あらかじめ、犯罪被害者等及び県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 4 県は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

- 5 前三項の規定は、指針の変更について準用する。

(総合的な支援体制の整備)

第九条 県は、国、市町村、民間支援団体その他の関係者と連携し、及び相互に協力して、総合的な犯罪被害者等支援の体制を整備するよう努めるものとする。

(相談、情報の提供等)

第十条 県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について、相談への対応、必要な情報の提供及び助言、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第十一条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他心身に受けた影響から早期に回復することができるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十二条 県は、犯罪被害者等が再被害及び二次被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報等の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定等)

第十三条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るとともに、犯罪被害者等が再被害及び二次被害を受けることを防止するため、犯罪被害者等の一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（雇用の安定等）

第十四条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、事業者が犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害の防止の重要性について理解を深めることができるよう、事業者に対する啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（経済的負担の軽減）

第十五条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

（県民の理解）

第十六条 県は、県民が犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害の防止の重要性について理解を深めることができるよう、広報、啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（民間支援団体に対する支援）

第十七条 県は、犯罪被害者等支援において民間支援団体が果たす役割の重要性に鑑み、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を行うことができるよう、民間支援団体に対する犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成）

第十八条 県は、犯罪被害者等支援に従事する人材の育成を図るため、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

（個人情報 の適切な管理）

第十九条 県は、犯罪被害者等支援に従事する者に対し、犯罪被害者等支援における個人情報の保護の重要性を認識して、犯罪被害者等に係る個人情報を適切に管理するよう求めるものとする。

（財政上の措置）

第二十条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（施策の実施状況の公表）

第二十一条 県は、毎年度、犯罪被害者等支援に関する施策の実施状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(愛知県安全なまちづくり条例の一部改正)

2 愛知県安全なまちづくり条例(平成十六年愛知県条例第四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 犯罪の被害者等に対する支援(第三十二条―第三十五条)」を削り、「第八章」を「第七章」に、「第三十六条」を「第三十二条」に改める。

第七章を削る。

第八章中第三十六条を第三十二条とし、同章を第七章とする。

愛知県人権尊重の社会づくり条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第三号

愛知県人権尊重の社会づくり条例

目次

前文

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 人権尊重の社会づくりに関する基本的施策等

第一節 基本計画等(第五条・第六条)

第二節 インターネット上の誹謗中傷等の未然防止及び被害者支援(第七条)

第三節 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進(第八条―第十三条)

第四節 部落差別の解消に向けた取組の推進(第十四条)

第五節 性的指向及び性自認の多様性についての理解の増進等(第十五条)

第三章 愛知県人権施策推進審議会(第十六条)

附則

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。

これは、世界人権宣言にうたわれている人類普遍の原理であり、基本的人権を侵すことのできない永久の権利として全ての国民に保障している日本国憲法の本質にかなうものである。こうした理念の下に、全ての個人が自律した存在としてそれぞれの幸福を追求することができる社会を実現することは、県民の願いである。

本県は、これまで、人権教育・啓発に関する愛知県行動計画を策定し、人権が尊重され、差別や偏見のない郷土愛知の実現を目指して、人権に関する教育及び啓発を推進するとともに、愛知県男女共同参画推進条例、愛知県子どもを虐待から守る条例、愛知県障害者差別解消推進条例などを制定するほか、人権に関する課題に取り組んできた。

しかしながら、今もなお、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、社会的身分、門地、障害、疾病その他の事由による不当な差別が存在しており、また、インターネットの普及を始めとした情報化の進展、少子高齢化等の地域社会の変化、経済的格差の拡大等の経済社会の構造の変化などによって、人権に関する課題の複雑化及び多様化が進んでいる。

こうした不当な差別を始めとしたあらゆる人権に関する課題を解消していくためには、その解消に向けた取組をより一層推進するとともに、私たち一人一人が相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合うことが必要である。

私たちは、このような認識を共有し、多様性を認め合う、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくりのために、たゆまぬ努力を続けていくことを決意し、ここにこの条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、人権尊重の社会づくりについて、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権尊重の社会づくりに関する施策（以下「人権施策」という。）の基本となる事項を定めること等により、人権施策を総合的かつ計画的に推進し、もってあらゆる人権に関する課題の解消を図るとともに、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第二条 県は、人権施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、国及び市町村と連携を図りながら協力して、人権施策の推進に取り組むものとする。

(県民の責務)

第三条 県民は、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、人権尊重の社会づくりに寄与するよう努めるとともに、県が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、人権尊重の社会づくりに寄与するよう努めるとともに、県が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 人権尊重の社会づくりに関する基本的施策等

第一節 基本計画等

(基本計画)

第五条 県は、人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

1 人権施策についての基本的な方針

一 前号に掲げるもののほか、人権施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 県は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、愛知県人権施策推進審議会（第十一条及び第十二条において「審議会」という。）の意見を聴くとともに、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（相談体制の整備）

第六条 県は、人権に関する相談に的確に応ずることができるよう、人権に関する相談に対応するための窓口の設置その他必要な体制の整備を行うものとする。

第二節 インターネット上の^{ひぼう}誹謗中傷等の未然防止及び被害者支援

第七条 県は、インターネットを利用して情報を発信する者の表現の自由を不当に侵害しないように留意しつつ、次に掲げる施策を講ずるものとする。

一 インターネット上の^{ひぼう}誹謗中傷等（インターネットを利用した情報の発信で、^{ひぼう}誹謗中傷、プライバシーの侵害その他の人権を侵害することとなるものをいう。次号において同じ。）を未然に防止するために必要な教育、啓発その他の施策

二 インターネット上の^{ひぼう}誹謗中傷等による被害者の支援を図るために必要な施策

第三節 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

（啓発等）

第八条 県は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成二十八年法律第六十八号）第二条に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動をいう。以下同じ。）の解消に向けて、国及び市町村と連携を図りながら協力して、その解消の必要性についての県民及び事業者の理解を深めるために必要な啓発その他の施策を講ずるものとする。

（公の施設に関する指針）

第九条 知事は、県が設置する公の施設において本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われることを防止するための指針を定めるものとする。

（公表）

第十条 知事は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する県民及び事業者の認識を深めることによりその解消を図るため、表現活動（県の区域内の道路、公園、広場その他の公共の場所における行進、示威運動その他の手段による表現行為をいう。以下同じ。）で本邦外出身者に対する不当な差別的言動であるものが行われたと認めるときは、当該本邦外出身者に対する不当な差別的言動の概要を公表するものとする。ただし、公表することにより本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を阻害すると認められるときその他特別の理由があると認めら

れるときは、公表しないことができる。

- 2 知事は、前項の規定による公表をするに当たっては、当該本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容が拡散することのないように留意しなければならない。

（審議会からの意見聴取等）

第十一条 知事は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動である表現活動が行われた旨の申出があつたとき又は行われたおそれがあると認めるときは、次に掲げる事項について、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、当該申出に係る表現行為が行われたことその他当該申出に係る表現行為の内容が明らかでないとき又は当該申出に係る表現行為が本邦外出身者に対する不当な差別的言動である表現活動に該当しないと明らかに認められるときは、この限りでない。

- 1 本邦外出身者に対する不当な差別的言動である表現活動が行われたかどうか。

- 11 前号の表現活動が行われたと認められる場合にあつては、前条第一項ただし書に規定するときに該当するかどうか。

- 12 前条第一項ただし書に規定するときに該当しないと認められる場合にあつては、同項の規定による公表の内容

- 2 知事は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないこととしたときは、その旨を審議会に報告しなければならない。この場合において、審議会は、当該報告に係る事項について知事に意見を述べることができる。

（審議会の調査審議の手続）

第十二条 審議会は、知事又は前条第一項の規定により調査審議の対象となっている表現行為に係る同項の申出をした者に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を述べさせることその他必要な調査をすることができる。

- 2 審議会は、前項の表現行為を行った者に対し、相当の期間を定めて、書面により意見を述べる機会を与えることができる。

- 3 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に第一項の規定による調査をさせることができる。

（適用上の注意）

第十三条 この節の規定の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由及び権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第四節 部落差別の解消に向けた取組の推進

第十四条 県は、情報化の進展により部落差別に関する状況に変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消に向けて、国及び市町村と連携を図りながら協力して、地域の実情に応じ、部落差別に関する問題についての県民及び事業者の正しい理解を深めるために必要な教育及び啓発その他の施策を講ずるものとする。

第五節 性的指向及び性自認の多様性についての理解の増進等

第十五条 県は、性的指向（自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。次項において同じ。）及び性自認（自己の性別についての認識をいう。同項において同じ。）の多様性についての県民及び事業者の理解を深めるために必要な教育、啓発その他の施策を講ずるものとする。

2 県は、その事務又は事業を行うに当たり、性的指向及び性自認の多様性に配慮するよう努めるものとする。

第三章 愛知県人権施策推進審議会

第十六条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を行わせ、及び知事の諮問に応じ人権施策の推進に関する重要事項を調査審議させるため、愛知県人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、人権施策の推進に関する事項について調査審議し、知事に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員十二人以内で組織する。

4 委員は、学識経験のある者のうちから知事が任命する。

5 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 第三項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第九条から第十二条まで、次項及び附則第四項の規定は、同年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 第十条から第十二条までの規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に行われた表現行為について適用する。

3 この条例の施行の際現に県が人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定している人権施策に関する基本的な計画（人権教育・啓発に関する愛知県行動計画）は、第五条第一項の規定により定められた基本計画とみなす。

（出頭人の費用弁償等に関する条例の一部改正）

4 出頭人の費用弁償等に関する条例（昭和二十八年愛知県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

二十一 愛知県人権尊重の社会づくり条例（令和四年愛知県条例第三号）第十二条第一項の規定により審議会が適当と認めて出頭を求めた者

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則に基づく技術基準に関する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第四号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則に基づく技術基準に関する条例

（趣旨）

第一条 この条例は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年<sup>農林水産省
国土交通省</sup>令第六号。以下「省令」という。）第三十四条、第三十五条及び第四十八条第三項の規定に基づき、畜舎等の敷地及び構造並びに畜舎等の敷地と道路（同条第一項に規定する道路をいう。以下同じ。）との関係についての制限について定めるものとする。

（適用区域）

第二条 第四条の規定は、都市計画区域及び準都市計画区域内に限り、適用する。

（災害危険区域内の畜舎等）

第三条 愛知県建築基準条例（昭和三十九年愛知県条例第四十九号）第三条の規定により指定された建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十九条第一項に規定する災害危険区域内において居室を有する畜舎等を新築し、増築し、又は改築する場合には、当該畜舎等の基礎及び主要構造部を鉄筋コンクリート造又はこれに類する構造とし、かつ、当該畜舎等の外壁の開口部が崖（勾配が三十度を超える傾斜地をいう。以下同じ。）に直接面しないようにしなければならない。ただし、地すべり防止工事又は急傾斜地崩壊防止工事の施行により、当該畜舎等が被害を受けるおそれがない場合は、この限りでない。

（畜舎等の敷地と道路との関係）

第四条 床面積（同一敷地内に二以上の畜舎等がある場合にあつては、その床面積の合計）が千平方メートルを超える畜舎等の敷地（省令第四十八条第二項の規定による認定を受けた畜舎等の敷地を除く。）は、道路に四メートル以上接しなければならない。ただし、畜舎等の周囲の空地の状況その他畜舎等の敷地及び周囲の状況により知事が安全上及び防火上支障がないと認める場合は、この限りでない。

2 畜舎等の敷地（省令第四十八条第二項の規定による認定を受けた畜舎等の敷地及び前項の規定の適用を受ける敷地を除く。）が路地状部分のみによつて道路に接する場合におけるその路地状部分の幅は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによらなければなら

らない。ただし、畜舎等の周囲の空地の状況その他畜舎等の敷地及び周囲の状況により知事が安全上及び防火上支障がないと認める場合は、この限りでない。

一 路地状部分の長さが十五メートル未満の場合 二メートル以上

二 路地状部分の長さが十五メートル以上二十五メートル未満の場合 二・五メートル以上

三 路地状部分の長さが二十五メートル以上の場合 三メートル以上

(崖付近の畜舎等)

第五条 畜舎等の敷地が、高さ二メートルを超える崖に接し、又は近接する場合は、崖の上にあつては崖の下端から、崖の下にあつては崖の上端から、畜舎等との間にその崖の高さの二倍以上の水平距離を保たなければならない。ただし、愛知県建築基準条例第八条第一項ただし書の知事が定める場合に該当するときは、この限りでない。

2 高さ二メートルを超える崖の上にある畜舎等の敷地には、地盤の保全及び崖面への流水防止のため、適当な排水施設を設けなければならない。

(市町村条例との関係)

第六条 市町村が省令に基づく条例によつて、この条例の規定による制限を超える制限を付加する場合は、その超える部分については、当該条例の定めるところによる。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第五号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年愛知県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「執行機関の規則（規程を含む。以下同じ。）、企業管理規程及び議会の規程」を「規則その他の規程」に改める。

第三条第一項中「のうち規則等（執行機関の規則、企業管理規程及び議会の規程をいう。以下同じ。）で定めるもの」を削り、「規則等」の下に「（執行機関の規則（規程を含む。）、企業管理規程及び議会の規程をいう。以下同じ。）」を加える。

第四条第一項、第五条第一項及び第六条第一項中「のうち規則等で定めるもの」を削る。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

数明は畜家、畜薬の注射証明書の交付手数料	1頭につき	六〇
数明は畜家、畜薬の注射証明書の交付手数料	1通につき	一〇〇

に改める。

別表第十三「宅地建物取引士資格登録等事務」の項中「七、〇〇〇」を「八、一〇〇」に改める。

別表第十四サービス付き高齢者向け住宅事業登録事務の項の前に次の一項を加える。

[illegible]

別表第十八銃砲等刀剣類所持許可事務の項中

一、八〇〇

を

一、六〇〇

に改め、同表運転免許等事務の項中

手認 知機 能検 査 料		一件につき	七五〇
--------------------------	--	-------	-----

を

手認 知機 能検 査 料		一件につき	一、〇五〇
手運 転技 能検 査 料		一件につき	二、五五〇

に

許第車小 又一免型 は種運以殊 第運外自 二転免の動	のづ査り項一第二第へ対け運許第車小 にの認の条イ第九道すて転又一免型 限て結果機定四はのイ第九道すて転又一免型 るづうも基検よ四第百第項七交通講する許第運以殊 るづうも基検よ二第百第項一三の法習に受種免の動	一件につき	五、一〇〇
	九習当令手三交示お機る認知五、 五にすで数条通すそ能こ知機一 〇ある定料第法もれがと症能一 つ者めの一施行とあその検〇 てに對基のの令しるし他その〇 は、す準内表第てこてのれ結当 七るに閣講四道とい認が果該 、講該府習十路をる知あが認	一件につき	

[illegible]

[illegible]

も認められる者に対して行うと認められる者に対して行うと	に認められる者に対して行うと認められる者に対して行うと	は、準内表第四 七、講習手続料第一項の 九、講習する者について 〇、講習する者について
道路の交通安全委員会規則で定められた基準に適合するもの（加齢に伴って生ずる身体機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼしていないと認められる者）に対して行うと認められる者）に対して行うと	一件につき	一、八〇〇

[illegible]

に、「認知機能検査を」を

「認知機能検査等」に「一、四〇〇」を「一、四五〇」に、「免除される者に対する講習にあつては、八〇〇」を「免除される者に対する講習にあつては、一、二〇〇」に改め、同表備考第十一号中「及び第十三号」を「第十三号及び第十四号」に、「又は第百八条の三の二」を「第百八条の三の二又は第百八条の三の三」に改める。

別表第十九講習手数料（道路交通法第百八条の二第一項第二号及び第十号に掲げる講習に係るものに限る。）の項中「及び第十号」を「第十号及び第十四号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、別表第十六運転免許等事務の項及び備考第十一号並びに別表第十九講習手数料（道路交通法第百八条の二第二項第二号及び第十号に掲げる講習に係るものに限る。）の項の改正規定は、同年五月十二日から施行する。

(經過措置)

- 2 令和六年三月三十一日までの間における改正後の愛知県手数料条例別表第八の規定の適用については、同表技能検定試験事務の項（技能検定試験手数料に係る部分に限る。）中「七、六〇〇」とあるのは「三、一〇〇」と、「一三、七〇〇」とあるのは「九、二〇〇」とする。

(愛知県証紙条例の一部改正)

- 3 愛知県証紙条例（昭和三十九年愛知県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

別表中「別表第十七に規定する手数料」の下に「並びにこれら以外の手数料で条例第四条第一項第二号の知事が定める手数料であるもの」を加える。

愛知県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年11月11十五日

愛知県知事 大村 秀 章

愛知県条例第七号

愛知県職員定数条例の一部を改正する条例

愛知県職員定数条例（昭和二十四年愛知県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「八、七一九人」を「八、七七三人」に改め、同項第二号中「四四〇人」を「四三九人」に改め、同項第六号中「二七人」を「二六人」に改め、同項第七号中「三四〇人」

を「三四三人」に改め、同項第八号中「八、八四七人」「三、二二四人」「三、〇六一人」を「八、七七八人」「三、二七九人」「三、〇五七人」に改め、同項第

九号中「二八人」を「二七人」に改め、同項第十四号中「二七、三三五人」を「二七、六五七人」
九、九五八人」を「一〇、〇四四人」

に、「三三五人」を「三三〇人」に改め、同項末尾の計中「六五、四二七人」を「六五、九〇〇人」に改める。

附則第七項中「令和四年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「五十四人」を「八十七人」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第八号

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する条例（昭和四十三年愛知県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第二十八条第三項」を「並びに第二十八条第三項及び第四項」に改める。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（失職の特例）

第六条 任命権者は、職務上の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により禁錮の刑に処せられ、その刑の全部の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとするができる。

2 前項の規定によりその職を失わないものとされた職員がその刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その職を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第九号

服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

服務の宣誓に関する条例（昭和二十九年愛知県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条各号列記以外の部分を次のように改める。

新たに次の各号に掲げる者となつた者は、当該各号に定める様式による宣誓書を任命権者に

提出してからでなければ、その職務を行つてはならない。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

愛知県知事 大 村 秀 章

愛知県条例第十号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年愛知県条例第二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九条」を「第九条の三」に改める。

第二条第四号イ(1)を削り、同号イ(2)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号イ中(2)を(1)とし、(3)を(2)とする。

第二章に次の二条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があつた場合における措置等）

第九条の二 任命権者は、職員から、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める事実の申出があつたときは、当該職員に対し、育児休業に関する制度その他の人事委員会規則で定める事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の人事委員会規則で定める措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第九条の三 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- 二 育児休業に関する相談体制の整備
- 三 その他人事委員会規則で定める育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

第二十五条第二号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める」に改め、イ及びロを削る。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第十一号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成二十八年愛知県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

県吏員職員退隠料退職給与金遺族扶助料支給規則等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第十二号

県吏員職員退隠料退職給与金遺族扶助料支給規則等の一部を改正する条例

（県吏員職員退隠料退職給与金遺族扶助料支給規則の一部改正）

第一条 県吏員職員退隠料退職給与金遺族扶助料支給規則（大正十二年県令第百八号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項ただし書を削る。

（県吏員職員退隠料退職給与金遺族扶助料支給規則等の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 県吏員職員退隠料退職給与金遺族扶助料支給規則等の一部を改正する条例（昭和五十一年愛知県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

附則第九条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「掲げる」を「定める」に改め、同項第一号中「をいう」の下に「。次号において同じ」を加え、「（十八歳以上二十歳未満の子にあつては重度障害である者に限る。）」を削り、同項第二号中「（前号に規定する子に限る。）」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において未成年の子について給与事由が生じている県吏員職員退隠料退職給与金遺族扶助料支給規則（以下「退隠料等支給規則」という。）第二十八条第一項の規定による扶助料に係る当該子に対する同項並びに退隠料等支給規則第二十九条及び第三十五条第一項の規定の適用については、退隠料等支給規則第二十八条第

一 項中「未成年の子」とあるのは「二十歳未満の子（婚姻した子を除く。）」と、「成年の子」とあるのは「二十歳以上の子（婚姻した二十歳未満の子を含む。）」と、退隠料等支給規則第二十九条及び第三十五条第一項第四号中「成年の子」とあるのは「二十歳以上の子（婚姻した二十歳未満の子を含む。）」とする。

- 3 施行日の前日において退隠料等支給規則第三十条第一項第一号に規定する扶助料について第二條の規定による改正前の県吏員職員退隠料退職給与金遺族扶助料支給規則等の一部を改正する条例附則第九条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定による加算の原因となる未成年の子がある場合における当該子に対する退隠料等支給規則第三十条第四項及び第二條の規定による改正後の県吏員職員退隠料退職給与金遺族扶助料支給規則等の一部を改正する条例（以下「新昭和五十一年退隠料等支給規則改正条例」という。）附則第九条第一項の規定の適用については、退隠料等支給規則第三十条第四項中「未成年の子」とあるのは「二十歳未満の子（婚姻した子を除く。）」と、「ない成年の子」とあるのは「ない二十歳以上の子（婚姻した二十歳未満の子を含む。）」と、新昭和五十一年退隠料等支給規則改正条例附則第九条第一項第一号中「子」とあるのは「子（十八歳以上二十歳未満の子（婚姻した子を除く。）にあつては重度障害である者に限る。）」と、同項第二号中「子」とあるのは「子（前号に規定する子に限る。）」とする。

愛知県地震防災推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第十三号

愛知県地震防災推進条例の一部を改正する条例

愛知県地震防災推進条例（平成十六年愛知県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二十条の見出しを「（要配慮者対策の支援）」に改め、同条中「援護」を「配慮」に改める。

第二十二條中「勧告又は」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

愛知県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第十四号

愛知県個人情報保護条例の一部を改正する条例

愛知県個人情報保護条例（平成十六年愛知県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第三項」を「個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第二項」に改め、同条第九号中「独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項」を「個人情報保護に関する法律第二条第九項」に改める。

第四十四条中「行政機関の保有する個人情報保護に関する法律第四章」を「個人情報保護に関する法律第五章第四節」に改める。

第五十三条第一号中「第五十二条第一項に規定する」を「第五十二条各号（第二号を除く。）に掲げる」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

県民の生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第十五号

県民の生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例

県民の生活環境の保全等に関する条例（平成十五年愛知県条例第七号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（令和五年度にすべき特定化学物質の取扱量の届出についての適用）

- 13 令和五年度にすべき第六十八条第二項の規定による届出については、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第二百八十八号）による特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の改正がなかったものとして、同項の規定を適用する。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第十六号

民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

民生委員の定数を定める条例（平成二十六年愛知県条例第九号）の一部を次のように改正する。
本則の表春日井市の区域の項中「三八六人」を「三八九人」に改め、同表豊川市の区域の項中

「二九九人」を「三〇二人」に改め、同表津島市の区域の項中「一一五人」を「一一七人」に改め、同表刈谷市の区域の項中「一六〇人」を「一六一人」に改め、同表安城市の区域の項中「二二三人」を「二三二人」に改め、同表小牧市の区域の項中「二二〇人」を「二〇四人」に改め、同表知多市の区域の項中「一一八人」を「一二〇人」に改め、同表尾張旭市の区域の項中「二三〇人」を「二三一人」に改め、同表富浜市の区域の項中「五四人」を「五五人」に改め、同表日進市の区域の項中「一〇二人」を「一〇三人」に改め、同表田原市の区域の項中「一一六人」を「一一七人」に改め、同表愛西市の区域の項中「一一三人」を「一一五人」に改め、同表北名古屋市の区域の項中「一〇七人」を「一〇八人」に改め、同表あま市の区域の項中「一〇六人」を「一一〇人」に改め、同表長久手市の区域の項中「六七人」を「七十七人」に改め、同表愛知郡東郷町の区域の項中「四九人」を「五〇人」に改め、同表丹羽郡扶桑町の区域の項中「四三人」を「四五人」に改め、同表海部郡大治町の区域の項中「三一人」を「三五人」に改め、同表海部郡蟹江町の区域の項中「六五人」を「六七人」に改め、同表知多郡武豊町の区域の項中「四七人」を「四八人」に改め、同表額田郡幸田町の区域の項中「四六人」を「四七人」に改める。

附 則

この条例は、令和四年十二月一日から施行する。

子育て支援対策基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第十七号

子育て支援対策基金条例の一部を改正する条例

子育て支援対策基金条例（平成二十一年愛知県条例第三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和六年六月三十日」を「令和七年六月三十日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第十八号

後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成二十年愛知県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「千分の〇・三八」を「千分の〇・〇二二」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第十九号

国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

国民健康保険財政安定化基金条例（平成二十八年愛知県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「事業」の下に「並びに同条第二項及び第四項の規定による基金の取崩し及び国民健康保険事業特別会計への繰入れ」を加える。

第六条中「第八十一条の二第四項」を「第八十一条の二第五項」に改める。

附則第二項中「平成二十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「事業」を「掲げる事業」に、「事業及び」を「掲げる事業、」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

愛知県ふぐ取扱規制条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第二十号

愛知県ふぐ取扱規制条例の一部を改正する条例

愛知県ふぐ取扱規制条例（昭和五十一年愛知県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「他の都道府県においてふぐの処理に関する免許を受けている」を「ふぐの種類鑑別に関する知識及び卵巣等を除去する技術等を有すると他の都道府県知事、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づき政令で定める市の市長又は特別区の区長が認める」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

産業立地の促進のための不動産取得税の減額等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第二十一号

産業立地の促進のための不動産取得税の減額等に関する条例の一部を改正する条例

産業立地の促進のための不動産取得税の減額等に関する条例（平成十四年愛知県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第三条第一項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

愛知県観光施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第二十二号

愛知県観光施設条例の一部を改正する条例

愛知県観光施設条例（昭和三十九年愛知県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二犬山国際ユースホステルの項を次のように改める。

犬山国際 ユースホ ステル	集会室使用料		宿泊室使用料		単位 （円）
	第一集会室	第二集会室	和室	洋室	
	午前 午後 夜間 時間外一時間につき	午前 午後 夜間 時間外一時間につき	中学生以下の者	一人一泊につき	三、四〇〇
			その他の者	一人一泊につき	三、九〇〇
	午前 午後 夜間 時間外一時間につき	午前 午後 夜間 時間外一時間につき	中学生以下の者	一人一泊につき	五、六〇〇
			その他の者	一人一泊につき	六、五〇〇
	午前 午後 夜間 時間外一時間につき	午前 午後 夜間 時間外一時間につき	中学生以下の者	一人一泊につき	四、三〇〇
			その他の者	一人一泊につき	五、〇〇〇

	洋室C	中学生以下の者	一人一泊につき	三、七〇〇
		その他の者	一人一泊につき	四、三〇〇

別表第二に備考として次のように加える。

備考 この表において、「午前」とは午前九時から午後一時までを、「午後」とは午後一時から午後五時までを、「夜間」とは午後五時から午後九時までを、「時間外」とは午前九時前及び午後九時以後をいう。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第二十三号

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成二十四年愛知県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」を「移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」に改める。

第三条の見出しを「（歩道等及び自転車歩行者専用道路等）」に改め、同条第一項中「道路を」を「道路、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路を」に改め、同条第七項中「歩道等」の下に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項中「歩道等」の下に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項中「歩道等」の下に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項中「又は」を「若しくは」に改め、「いう。）」の下に「又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）」を、「当該歩道等」の下に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

- 4 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造の技術的基準を定める条例第四十三条第一項に規定する幅員の値以上とするものとする。
- 5 歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造の技術的基準を定める条例第四十四条第一項に規定する幅員の値以上とするものとする。

第八条を第九条とする。

第七条中「歩道等」を「歩道等、自転車歩行者専用道路等」に、「及び自動車駐車場」を「並びに自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 前項に定めるもののほか、移動等円滑化のために必要な視覚障害者誘導用ブロックに関する基準については、規則で定める。

第七条を第八条とする。

第六条に次の一項を加える。

- 2 前項に定めるもののほか、移動等円滑化のために必要な案内標識に関する基準については、規則で定める。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

(旅客特定車両停留施設)

第六条 公共用通路から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに一以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

- 1 有効幅員は、一・四メートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、五十メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を一・二メートル以上とすることができる。

11 その他規則で定める構造

- 2 前項の一以上の通路において床面に高低差がある場合は、エレベーター又は傾斜路を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であつて車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもつてこれに代えることができる。

- 3 旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客特定車両停留施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター（規則で定める基準に適合するものに限る。）又は傾斜路（規則で定める基準に適合するものに限る。）を利用することにより高齢者、障害者等が旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内において常時公共用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前項の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。

- 4 旅客特定車両停留施設の通路は、次に定める構造とするものとする。

- 1 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

11 その他規則で定める構造

- 5 前各項に定めるもののほか、移動等円滑化のために必要な旅客特定車両停留施設の構造に関する基準については、規則で定める。

本則に次の一条を加える。

(災害等の場合の適用除外)

第十条 災害等のため一時使用する旅客特定車両停留施設の構造及び設備については、この条例の規定によらないことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

道路構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第二十四号

道路構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

道路構造の技術的基準を定める条例（平成二十四年愛知県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第三十三条中「横断歩道橋等」の下に「自動運行補助施設」を加える。

本則に次の一条を加える。

(歩行者利便増進道路)

第四十五条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十条第一項に規定する新設特定道路を除く。）は、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成二十四年愛知県条例第五十四号）に定める基準に適合する構造とするものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第二十五号

愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例

愛知県事務処理特例条例（平成十一年愛知県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第十一の十の項（九）中「第六十条」を「第六十条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同項に次のように加える。

- （十） 省令第六十条第二項の規定により同項に規定する計画が法第五十二
条第一項の規定に適合していることを証する書面を交付すること。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

愛知県入港料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第二十六号

愛知県入港料条例の一部を改正する条例

愛知県入港料条例（昭和五十二年愛知県条例第二号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

愛知県高等学校等奨学金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第二十七号

愛知県高等学校等奨学金貸与条例の一部を改正する条例

愛知県高等学校等奨学金貸与条例（平成十四年愛知県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「その」を「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める」に改め、同号に次のように加える。

イ 貸与を受けようとする者の年齢が、申請の日の属する年度の四月一日において二十歳未満である場合（その者が成年に達した日の前日においてその者の親権を行っていた者又は未成年後見人であった者がある場合に限る。）その者が成年に達した日の前日においてその者の親権を行っていた者又は未成年後見人であった者

ロ その他の場合 その者

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

愛知県立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第二十八号

愛知県立学校条例の一部を改正する条例

愛知県立学校条例（昭和三十九年愛知県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一愛知県立千種^{ちゅう}豊^{ほう}学校の項を次のように改める。

愛知県立千種 ^{ちゅう} 豊 ^{ほう} 学校	幼稚部 小学部	名古屋市千種区
愛知県立千種 ^{ちゅう} 豊 ^{ほう} 学校ひがしうら校舎	幼稚部 小学部	知多郡東浦町

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

愛知県風俗案内所規制条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第二十九号

愛知県風俗案内所規制条例の一部を改正する条例

愛知県風俗案内所規制条例（平成二十四年愛知県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第七号を次のように改める。

七 未成年者

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

愛知県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第三十号

愛知県暴力団排除条例の一部を改正する条例

愛知県暴力団排除条例（平成二十二年愛知県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「として」の下に「、又はその事業を行うことを暴力団員が容認することの対償として、」を加える。

第二十三條第二項中「として」の下に「、又はその事業を行うことを容認することの対償として、」を加える。

第二十九條に次の一項を加える。

2 前項第二号の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第三十一條第一項中「前二條」を「第二十九條第一項又は前條」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年六月一日から施行する。ただし、第二十九條に一項を加える改正規定、第三十一條第一項の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の愛知県暴力団排除条例第二十九條第二項の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行前にした行為について同項ただし書に規定する規定の施行後に自首した者についても、適用する。

（愛知県風俗案内所規制条例の一部改正）

3 愛知県風俗案内所規制条例（平成二十四年愛知県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第二号イ中「第二十九條第二号」を「第二十九條第一項第二号」に改める。